



2013年10月23日

犬山市議会議長 堀江 正栄 様

(請願団体)

愛知県介護保険推進協議会  
進金会  
協議会

名古屋市熱田区下町字一7  
労働会館東館3階301号

(紹介議員)

岡村千里  
水野正光

## 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願書

### 【請願趣旨】

国は来年の通常国会に提出予定の介護保険法改正案において、すべての要支援者（要支援1, 2）を市町村が実施する事業に移し替える方向を打ち出しています。受け皿となる市町村の事業（地域支援事業）には、サービスの質や運営に関わる国の基準は設けず、ボランティアでも対応可能なものとして検討されています。サービスの内容や自己負担額などすべて市町村任せということです。このままでは現行の予防サービスの水準から大幅に後退したものになることは間違いないありません。

要支援者は、介護サービスの必要がない「支援不要」者ではありません。様々な疾病や障がいを抱えながら訪問介護や通所サービスを利用することによって在宅での生活を続けている方がたくさんいます。現在の予防給付には訪問看護をはじめとする医療系サービスも含まれていますが、その打ち切りは命に直結することになります。予防給付をなくし専門職であるヘルパーとの関わりを奪うことは、認知症の「早期発見・早期対応」を掲げた厚労省の認知症施策（オレンジプラン）の内容にも逆行するものです。

また、要支援者を保険給付から外すことで、必要な支援ができずに逆に介護度が上がり、市町村の介護保険財政の圧迫につながる可能性もあります。

以上のように、大変に問題が多い要支援者の保険給付外しの検討を止めさせ、保険給付継続のために、国に対して「介護保険要支援者の保険給付外しをせず、保険給付を継続すること」を求める意見書を提出してくださるよう請願します。

### 【請願事項】

- 1、国に「介護保険要支援者の保険給付外しをせず、保険給付を継続すること」を求める意見書を提出してください。

以上

問合せ先

